

第七十五回
帝國議會
貴族院

輸出资金及輸出品製造資金融通損失補償法案特別委員會議事速記録第二號

昭和十五年三月十三日(水曜日)午前十時
九分開會

○委員長(子爵松平康春君) ソレデハ是カラ開會致シマス、昨日ニ引續キマシテ御質問ガゴザイマシタラ御願ヒシタイト思ヒマス

○男爵益田太郎君 國富ヲ増進サセマスニハ申ス迄モナク輸出ノ問題ト云フモノハ頗ル重要ナコトデハナカラウカト思フノデアリマスルガ、私ナゾモ平素我が國ノ輸出ト云フ問題ニ關聯シマシテハ頗ル深キ關心ヲ持ツテ居ル譯デ、政府ガ輸出問題ニ付特色々御指導、御鞭撻下サルコトハ實ニ喜ビニ堪ヘナイ次第デアリマス、此ノ問題ナゾモ其ノ意味ニ於キマシテ私ハ深キ關心ヲ持ツ者ノ一人デアリマス、是非有ラユル方法ヲ以テ我が國ノ輸出ヲ御獎勵願ヒタイト思フノデアリマス、サリナガラ昨日モ申上ゲマシタ如ク輸出ト云フ問題ニ關聯シテハ、是ハ自國ダケノ問題デハナクシテ、相手方ノアル問題デアリマスカラ、而モ其ノ相手方ガコチラノ眞意ヲ十分ニ了解シテナイナント云フヤウナ場合モアリマセウシ、又實情ヲ知ラヌ場合モアリマセウシ、而モ日本ノ輸出ト云フモノガ御案内ノ如ク最近ニ至ッテ目覺マシイ發展ヲ遂ゲタ爲ニ、世界ノ各國トモ驚異ノ眼ヲ瞠ツタノミナラズ、自國ノ産業ヲ保護スル立場上、我が國カラノ輸出品ニ向ッテ極力防遏ノ方法手段ヲ講ジタヤウナ譯デ、二言目ニハ投資デアルトカ、ダンピングデアルトカ云フヤウナ苦情モ出タ

コトヲ聞キ及ンデ居ルヤウナ次第デアリマシテ、此ノ問題ハ比較的小サナ問題デアルト云フヤウナ御話モアツタヤウデアリマスルケレドモ、是ガ第三國ニ對シテドウ云フヤウナ響ヲ起シマスカ懸念ニ堪ヘナイ餘リ私ハ御質問ヲ申上ゲタイト思フノデ、決シテ輸出ノ獎勵ヲシテ戴キタクナイト云フヤウナ意味合ヲ以テ申上ゲルノデナイコトヲ先ヅ冒頭ニ於テ御了解願ヒタイト思フウテ居ルノデアリマス、就キマシテハ、此ノ表ヲ拜見シテチヨットマダ理解致シ兼ねテ居リマスノハ、此ノ問題ハ既ニ御話ノ如ク過去ニ於テモ御實行ナスツテ居ラレタ問題デアツテ、數字ナゾモ御示シナツテ居ラレマスルガ、此ノ前貸金ヲナスツタ爲ニ、此ノ政府ノ補償金ノ力デ此ノ年ハドレダケ此ノ政府ノ補助ニ依ツテ輸出ガ出來タノデアルトカ何ト云フヤウナ成績ガチヨット見當ラナイヤウニ思ツテ居リマス、ソレガ承リタイノト、今一ツハ法律化スルト云フコトハ、年々協賛ヲ得ナケレバナラナイノデ不便デモアルシ、之ヲ恒久化スル爲ニ法律ニシタイノダト云フヤウナ御話ニ承リマシタ、年々ト云ツタ所デ年々一度ノ話デスカラ大シク問題デモナイヤウニ思ハレルノデスガ、又同時ニ、十五年度以降二箇年ト云フヤウナコトガチヨット書イテアツタヤウニ何處カデ見マシテ、「本補償ハ銀行ガ昭和十五年度以降二箇年度内ニ蒙ルコトアルベキ損失ニシテ同期間内ニ補償ヲ受ケ得ベキモノニ付之ヲ爲スモトスルコト」ト云フコトガ書

イデアリマスガ、二箇年ダケノ話ニナツテ居リマスノデスカ、ソレトモ他ニは何カ意味ガアルコトデスカ、二箇年ダケダト致セバ大シテ恒久化シタ譯デモナイヤウニモ思ハレマスガ、如何ナモノデゴザンセウカ、ソレ等ヲ御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(小島新一君) 益田男爵ノ御懇篤ナル御話ニ感銘スルノデアリマシテ、此ノ場合ニ我が國ノ有ラユル國策ヲ推進振興シテ參ル上ニ於キマシテ、ドウシテモ此ノ輸出貿易ノ振興ヲ圖ルト云フコトハ刻下ノ急務デアリマシテ、私共トシテモ有ラユル施設ヲ各方面カラ致シマシテ、此ノ第三國ニ對スル輸出ノ振興ト云フコトヲ圖ラネバナラスト思ヒマス、之ガ爲ニハ近時我が國出相手國ニ於キマシテモ、ソレノ輸入制限ガ強化セラレテ居リマスノデ、通商交渉等ノ努力ニ依ツテ「バスター」其ノ他ノ措置ヲ講ジマシテ、我が輸出ノ障礙トナツテ居ル事項ハ出來ル限リ除去シテ行ツテ、彼我ノ通商關係ヲ出來ルダケ圓滿ニ致シマシテ、我が商品ノ品質及ビ價格ノ力ニ依ツテ貿易ノ振興ヲ圖リタイト折角努力シテ居ルヤウナ次第デアリマス、本制度ノ實績ニ付テ御尋ガ第一ニゴザイマシタガ、實ハ此ノ一兩年ノ輸出資金乃至輸出品製造資金融通損失補償ノ結果下レダケノ輸出増進ヲ見タカト云フコトヲ數字のニ正確ニ御示シ申上ゲルコトハ實ハ非常ニ困難デアリマスルノデ、資料等モ作製致シ兼ねルノデアリマスルガ、大體一應本制度ニ依リマシテ輸出關係資金ノ借受

ヲ得タ金額ヲ調査致シテ居リマスガ、ソレニ依リマシテ兎モ角大體年一億圓程度ノモノガ此ノ兩制度ニ依ツテ資金ノ融通ガセラレ、之ニ依ツテソレダケノ物資ニ相當シタ輸出貿易ガ開カレタモノト大體マア大雜把ニ看做スコトガ出來ルノデヤナカラウカト云フ風ニ考ヘテ居リマス、是ハ此ノ制度ニ依リマシテ、單ニ是ダケノ銀行カラ融通ガ付イタト云フコトノミニ依ツテ其ノ效果ヲ言フコトハマダ無理デアアラウト考ヘマスガ、斯ウ云フ制度ガアルト云フコトガ、安心シテ中小商工業者ガ輸出品ヲ製造スルヤウニ努力スルト云フ、又裏面ノ效果等モアラウカト思ヒマス、甚ダ不十分ナル御答デアリマスケレドモ、只今大體其ノ程度ノコトヲ申上ゲル外ニ、具體的ニ是ダケノ輸出増進ヲシタト云フコトヲ申上ゲル迄ニハナツテ居リマセヌ、ソレカラ第二ノ御尋ノ點デアリマスガ、「此ノ輸出资金前貸損失補償要綱」中ニ、「本補償ハ銀行ガ昭和十五年度以降二箇年度内ニ蒙ルコトアルベキ損失ノ補償ヲ爲スト、斯ウ云フコトガ書イデアリマスガ、是ハ甚ダ文字ガ不正確デゴザイマシテ、先キニ二千萬圓ト云フ損失補償額ヲ一應申シマシタ、ソレニ關聯致シマシテ、是ハ昭和十五年度ヨリ十六年ニ互ツタ銀行トノ損失補償ノ契約ヲ爲スト斯ウ云フ意味デゴザイマシテ、本制度自體ハ内外ノ情勢ガ之ヲ必要ト致シマスル限り、將來モ續ケテ參リタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、唯年々ノ損失補償額ノ額自體ニ付キマシテハ、

本制度ノ實績ニ鑑ミマシテ、今後トモ益、多ク出シタイト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵益田太郎君 只今ノ御説明ニ依リマシテ、條文ノ文字ガチヨット不十分デアルト云フコトハ分リマシテゴザイマスガ、法律トシテ定ツタ以上ハ、斯ウ云フ補償ヲスルト云フ根本ハ、ソレデ確定スルデゴザイマセウガ、金額ハ年々矢張り協賛ヲ經ラレル譯デゴザイマスガ、如何デゴザイマセウカ

○政府委員(小島新一君) 左様デゴザイマス

○男爵益田太郎君 サウスルト、法律ニナツテモナラスデモ、此ノ金額ハ御相談アル譯ナンデゴザイマスガ

○政府委員(小島新一君) 本制度ガ法律ノ上ニ明確ニ確立シナイ場合ニ於キマシテハ、年々斯ウ云フ風ナ施設ヲスルカシナイカト云フコトニ付テ、審議ヲ經ルト同時ニ、ドノ程度ノ額ノ範圍内ニ於テ此ノ制度ヲ實施スルカト云フコトヲ、議會ノ協賛ヲ求ムル手續ニナツテ居リマス

○男爵益田太郎君 併シナガラ何デハゴザイマセヌカ、過去ノ御話ガゴザイマシタガ、既ニモウ何年カヤラレタノデヤナイデスカ、實行ハサレタノデハナイデスカ

○政府委員(小島新一君) 此ノ輸出資金ハ一昨年ヨリ損失補償ヲ實施致シマシタ、又輸出品ノ製造資金ハ昭和十四年五月ヨリ實施致シマシタ、此ノ方ハ豫算ニハ特別ノ項目ハゴザイマセヌノデ、豫算外契約ノ承認ヲ得マシタ範圍内ニ於テ、適宜此ノ制度ヲ實施致シマシタヤウナ譯デアリマス、而シテ此ノ制度ヲ法制化シマスル趣旨ハ、斯様ナ國家ガ補償ヲ出スベキ契約ヲ銀行ト廣範圍ニ

爲ス場合ニ於キマシテハ、之ヲ法制化致シマシテ、ソレ等ノ契約ノ基本的事項ニ付キマシテハ、豫メ之ヲ法制ニ規律致シマシテ、此ノ制度ノ趣旨ヲ明カニスルト云フコトガ適當デアラウト、斯様ニ考ヘマシタ譯デアリマス、而シテ輸出補償ノ制度ニ付キマシテハ、從來之ヲ法律ニ依リマシテ明確ニ制度ノ恆久化ヲ圖ツテ居リマスノデ、ソレトノ權衡モアリマシテ、輸出資金、輸出品製造資金ニ付キマシテハ、此ノ一兩年ノ實施シマシタ實績カラ致シマシテ、之ヲ恆久的ナ一ツノ制度トシテヤツテ見タイト、斯様ニ考ヘマシタ次第デゴザイマス

○男爵益田太郎君 サウシマス、輸出品製造ト云フ爲ノ資金融通ハ、昨年カラオヤリニナツタノデスカ

○政府委員(小島新一君) 昨年ノ五月ヨリ之ヲ實施致シマシタ

○男爵益田太郎君 今一ツ、此ノ御示シ下スツタ書類ノ中ニ、二千十六萬圓ト云フ金額ガ出テ居リマス、是ハ輸出資金前貸トシテ了解シテ宜シイノデスカ、此ノ中ニハ註文ヲ取ツタ貿易商ノ補償金「プラス」輸出品製造業者ニ貸シ與ヘル、是等ニ對スル補償金、合計ノモノト思ツテ宜シイ譯デスカ

○政府委員(小島新一君) 是ハ輸出資金ノ前貸ノ損失補償ダケニ付テ二千十六萬圓ヲ考ヘテ居リマス、輸出品ノ製造資金ノ前貸損失補償ニ付キマシテモ、同ジク二千十六萬圓ヲ考ヘテ居リマス

○男爵益田太郎君 輸出品製造家ニ對スル金額ハ、何處ニ出テ居リマスガ

○政府委員(小島新一君) 御手許ニ差上ゲテ居ルコトト考ヘテ居リマスガ、「輸出品製造資金前貸損失補償要綱」ト云フノガゴザ

イマス、ソレノ第九項ニ「損失補償ハ總額二〇、一六〇、〇〇〇圓ヲ限リ銀行ノ損失金額ノ八割ヲ限度トスルコト」ト云フコトニナツテ居リマス

○男爵益田太郎君 昨日モ申上ゲマシタガ、「ヨーロッパ」諸國ハ勿論ノ話デアリマスケレドモ、南洋ノ「デヤバ」ノ政府ナドデモ甚ダ貿易ニカケマシテハ神經過敏デ、直キニ苦情モ申シテ來ルヤウナ實狀ラシウゴザイマ

スガ、昨日來申述ベテ居リマスル、斯ウ云フヤウナ國內ノ何カ獎勵法ト申シマセウカ、政府ガ色々ト世話ヲ焼イテ下サイマスル結果、是ガ又大キク響イテ何カ誤解デモ生ジルト云フヤウナ爲ニ、問題ナドガ起リマスルコトヲ懸念致シマスルガ、此ノ點ニ付テハ十分ニ御考慮ヲ拂ハレタコトトハ存ジマスガ、ドウ御考デゴザイマスガ

○政府委員(小島新一君) 益田男爵ノ御杞憂ノ點ハ誠ニ御尤モデゴザイマス、唯私共ト致シマシテハ我が國ノ商工業組織ノ實狀ニ即シマシテ、之ニ銀行ヨリ必要ナル資金ノ融通ヲ圖ラシメテ、其ノ資金融通ニ對シマシテ、銀行ヲシテ一定ノ補償料ヲ取ラセマシテ、其ノ補償料ニ基キマシテ、銀行ニ損ガアツタ場合ニハ補償シテヤル、斯様ナ制度ヲ設ケマシテモ、特ニ我が國ノ商品ノ價格ヲ特定市場ニ對シテ安クセシメル、ト云フ風ナ趣旨ノモノトハ全ク意義ガ違ヒマス

「ダンピング」等ノ問題ガ起キルコトハナイト考ヘテ居リマス、併シナガラ今後此ノ制度ヲ實施シテ參リマスル場合ニ於キマシテハ、勿論外國ノ事情等ニ付キマシテハ、十分其ノ邊ノ問題ガ起ラナイヤウニ、通商上其ノ他ニ於テ最善ノ注意ヲ致シテ參リタイト斯様ニ考ヘテ居リマス

○男爵伊藤一郎君 チヨット今ノ表ノコトニ付テ御伺ヒ致シタイノデスカ、此ノ輸出品製造資金前貸推定總額ト、輸出資金ノ方ノ前貸推定總額ト同ジヤウニサレタ理由デスネ、之ヲ同ジニサレタ爲ニ、總テノ豫算ガ全然同ジ數字ニナツテ居リマスガ、是ガモウ全然初メテノコトナラバ便宜上斯ウ云フ風ニ、同様ニサレルコトモアルノデセウケレドモ、過去ニ多少實績ガアレバ、モウ少シ是ハ違ツタ數字、殊ニ繰越ナンカハ、實績ノ如何ニ依ツテ、繰越ノ見積ナンカハ違フノデヤナイガト思ヒマスガ、是ハ全然同様ニサレタト云フ理由ハドウナンデゴザイマスガ

○政府委員(小島新一君) 此ノ輸出資金及輸出品製造資金ノ前貸損失補償ノ豫算計畫ニ付キマシテハ、十四年ニ政府ト契約ヲ致シマシタル正金銀行其ノ他各銀行ノ當路者トモ色々協議致シマシテ、大體ソレ等ノ實際ノ方面ノ見方ヲ其ノ儘ニ取リマシタヤウナ次第デアリマス、全ク是ハ推定デゴザイマシテ、銀行ト致シマシテハ必ズシモ此ノ計畫ニアリマスルヤウナ風ニ、毎月七百萬圓程度ノ資金ヲ貸出スト云フ譯デハナイト思ヒマス、銀行ニ依リマシテハ、モット多クノ資金ヲ自分ノ見込ニ依ツテ貸出スノガ從來ノ實情デゴザイマスルカラ、唯是ハ一應ノマア計畫ノ見込ト云フコトデゴザイマス、而シテ輸出品ト輸出品製造資金トノ金額ガ同ジデアルノハドウ云フ事情カト云フ御尋デゴザイマスガ、輸出資金ノ方ハ大體昭和十四年ノ實績カラ申シテ此ノ程度ノコトハ當然豫想シ得ル譯デアリマス、輸出品製造資金ノ方ハ十四年ニ初メテ實施致シマシタノデ、貸付金額ガ此ノ一月迄ニ二千萬圓程度

デアリマスルケレドモ、此ノ制度ガモウ少シ營業者ノ方ニモ理解サレ、又關係銀行等ニ於テモ此ノ制度ノ確立ニ依リマシテ、ソレゾレ力ヲ入レマスルナラバ、大體輸出資金ニ付テ考ヘタ程度ノモノ位ハ銀行トシテモ貸出スコトガ出來ルガラウ、左様ナ極ク大體ノ見込デゴザイマシテ、只今伊藤男爵ノ仰シヤルヤウニ、特ニ正確ナ基礎ノアル譯デハゴザイマセヌ、大體ノ推定ト云フコトニ御了承ヲ願ヒタイト思ヒマス

出スル、明年度ニ於テハ是ダケ支出スルト云フヤウニ、ソレハ豫算ヲ編成シタ以上ハ、豫備費カラ補充スルト云フコトハ、ト私ニハ了解シ兼ネルヤウニ思ヒマス、事ノ性質ニ於テハ成程補償契約ハ後カラ出テ來ルノデ、其ノ金額ヲ補充スル必要ガアルヤウデアリマス、ソコノ關係ガ私ハ豫算ニ通ジマセヌノデ能ク分リマセヌカラ、素人ニ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

ガ、サウシテ不足ヲ生ジマシタ場合ニ於テハ第一豫備金カラ支出スルコト相成ッテ居リマス、而シテ從來ノ扱ヒト致シマシテハ、二千餘萬圓ノ豫算外契約ノ範圍内ニ於キマシテ、第一豫備金ヨリ本豫算計上額ノ不足分ヲ支出シテ參ルヤウニ從來實行シテ居リマス

ドウナルノデアリマセウカ、矢張り本法ニ依ッテ爲シタル契約ト看做ス、認メルト云フコトニナルベキモノデハナイデセウカ、明文ガナケレバ當然サウハ解釋セラレヌ、サウシマスルト本法施行後ニ於キマシテハ法律ニ依ル契約、法律ニ依ル補償、法律ニ依ラザル契約、法律ニ依ラザル補償ト、此ノ二途ガ竝ビ存スルト云フコトニナルヤウニ思ハレマス、其ノ邊ノ御見解ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○村上恭一君 此ノ法律施行ニ要スル經費二千十六萬圓、尤モ二口合計デ四千三十二萬圓デスガ、是ハ年額ト云フ意味デヤナイ

○政府委員(小島新一君) 輸出資金ノ前貸補償ノ方ニ付テ申上デマスルト云フト、大體昭和十五年度ニ於キマシテハ、豫算ト致シマシテ百三十四萬圓計上セラレル譯デゴザイマス、而シテ其ノ内譯ヲ申シマス

○村上恭一君 チョット條文ニ互ルコトデゴザイマスガ、附則ニ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト書イテアリマスガ、前

○政府委員(小島新一君) 第一ノ本法施行ニ關シマスル期日ヲ勅令ヲ以テ定メルト云フコトニ付テ、御尋ハ誠ニ御尤モデゴザイマシテ、本兩制度共現在實施シテ居リマスルモノデアリマスルノデ、之ヲ法制化シマスル場合ニ於テモ、一日モ早く之ヲ實施スルト云フコトハ當然ノコトデゴザイマス、唯御話ニモゴザイマシタヤウニ、本制度ヲ實施シマスルニ付キマシテハ施行ニ關シマスル諸手續命令、銀行ノ指定等ノ準備モ實ハアリマスノデ、ソレニ必要ナル猶豫ヲ實ハ考ヘマシタヤウナ次第デアリマシテ、出

ウナコトニ了解サレマスルガ、ソコデハ豫算ノ編成ニ於キマシテハ、一部分ハ豫算外國庫ノ負擔ト爲ス契約トナル、ソレハ定期ノ年度ノ支出ニ屬スル分、其ノ金額ノ割振ハドウナツテ居リマスルカ、即チ本年度當年度ノ昭和十五年度デスカ、其ノ豫算ニ計上シテアル金額、ソレカラ豫算外國庫ノ負擔ト爲ス件ニ計上シテアリマスル金額トノ割振、ソレカラ資料ノ何處カニ補充費ト云フコトガ書イテアリマスノハ「本補償費豫算ハ之ヲ補充費」トアリマスガ、補充費ト云フ

輸出資金前貸推定額ヲ八千四百萬圓ト假ニ見込ミマシテ、ソレニ對シマシテ補償手形ノ最高見積額ヲ幾ラニスルカ、其ノ中デ實際ノ損失ノ見積額ヲ幾ラニスルカト云フ推定ヲ加ヘマシテ、結局致シマスルニ、政府ノ補償額ハ百三十四萬四千圓ト云フコトニ見込シタノデアリマス、而シテ其ノ中デ三十三萬六千圓ハ昭和十六年ニ於テ使用スベキモノト考ヘマシテ、昭和十五年度ニ於キマシテ百萬八千圓ト云フコトガ豫算トシテ必要ナモノデアリマス、同時ニ亦昭和十四年ノ補償契約ニ基キマシテ、昭和十五年度ニ於テ補償ヲ要スル金額ガ三十三萬六千圓ゴザイマス、ソレ等ヲ合セマシテ昭和十五年度ニ計上スベキ豫算額ハ百三十四萬圓トナツテ居リマスヤウナ次第デアリマス、之

ト云フダケデアアルヤウデアリマス、トシマスレバ、敢テ本法施行ノ期日ヲ勅令ニ讓ラナイデ、公布ノ日カラ直チニ本法ヲ施行シテ宜イノデアリマセヌデセウカ、殊ニ此ノ法律自體人民ニ何等義務ヲ課スルノデハナイ、唯權利ト云フカ、利益ト云フカ、之ヲ與ヘルダケノモノデアリマスカラ、元來法律ノ施行ノ期日ヲ勅令ニ讓ルト云フコトガ變態ナノデアリマス、法律自體ニ其ノ法律ノ施行期日ヲ定ムルト云フノガ當然デアリマスガ、此ノ法律ニ付キマシテハ強ヒテ斯様ナ變態ノ形式ヲ御執リニナル必要ハナイノデヤナイカ、尤モ此ノ法律ノ施行ニ付キマシテハ施行命令ヲ要スルノデアリマスルカラ、是ハ商工省令デアリマセウカ、大シタムヅカシイモノデモナカラウト思ヒマスガ、其ノ省令ヲ用意ナサツテ、同時ニ法律ト省令トヲ公布ナサレバ宜シイノデヤナイカト云フ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ソレカラモウ一ツ、約メテ申シマスレバ、此ノ法律ノ附則ニ經過規定ハ要ラナイデアリマセウカ、即チ本法施行前ニ締結サレテ居リマスル損失補償ノ契約ハデスネ、本法施行後ニ於テハ

豫算ニ依リマシテ實行シテ居リマスルモノニ付キマシテハ本法ハ適用ナイ譯デアリマス、法律ニ依リマスル補償ト然ラザル補償ト二ツ竝ブ譯デゴザイマスガ、本法ニ依リマスル補償ト致シマシテモ、矢張り政府ト

アリマシテ、既ニ本年度ニ於テハ是ダケ支出スル、明年度ニ於テハ是ダケ支出スルト云フヤウニ、ソレハ豫算ヲ編成シタ以上ハ、豫備費カラ補充スルト云フコトハ、ト私ニハ了解シ兼ネルヤウニ思ヒマス、事ノ性質ニ於テハ成程補償契約ハ後カラ出テ來ルノデ、其ノ金額ヲ補充スル必要ガアルヤウデアリマス、ソコノ關係ガ私ハ豫算ニ通ジマセヌノデ能ク分リマセヌカラ、素人ニ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

輸出資金前貸推定額ヲ八千四百萬圓ト假ニ見込ミマシテ、ソレニ對シマシテ補償手形ノ最高見積額ヲ幾ラニスルカ、其ノ中デ實際ノ損失ノ見積額ヲ幾ラニスルカト云フ推定ヲ加ヘマシテ、結局致シマスルニ、政府ノ補償額ハ百三十四萬四千圓ト云フコトニ見込シタノデアリマス、而シテ其ノ中デ三十三萬六千圓ハ昭和十六年ニ於テ使用スベキモノト考ヘマシテ、昭和十五年度ニ於キマシテ百萬八千圓ト云フコトガ豫算トシテ必要ナモノデアリマス、同時ニ亦昭和十四年ノ補償契約ニ基キマシテ、昭和十五年度ニ於テ補償ヲ要スル金額ガ三十三萬六千圓ゴザイマス、ソレ等ヲ合セマシテ昭和十五年度ニ計上スベキ豫算額ハ百三十四萬圓トナツテ居リマスヤウナ次第デアリマス、之

ト云フダケデアアルヤウデアリマス、トシマスレバ、敢テ本法施行ノ期日ヲ勅令ニ讓ラナイデ、公布ノ日カラ直チニ本法ヲ施行シテ宜イノデアリマセヌデセウカ、殊ニ此ノ法律自體人民ニ何等義務ヲ課スルノデハナイ、唯權利ト云フカ、利益ト云フカ、之ヲ與ヘルダケノモノデアリマスカラ、元來法律ノ施行ノ期日ヲ勅令ニ讓ルト云フコトガ變態ナノデアリマス、法律自體ニ其ノ法律ノ施行期日ヲ定ムルト云フノガ當然デアリマスガ、此ノ法律ニ付キマシテハ強ヒテ斯様ナ變態ノ形式ヲ御執リニナル必要ハナイノデヤナイカ、尤モ此ノ法律ノ施行ニ付キマシテハ施行命令ヲ要スルノデアリマスルカラ、是ハ商工省令デアリマセウカ、大シタムヅカシイモノデモナカラウト思ヒマスガ、其ノ省令ヲ用意ナサツテ、同時ニ法律ト省令トヲ公布ナサレバ宜シイノデヤナイカト云フ點ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ソレカラモウ一ツ、約メテ申シマスレバ、此ノ法律ノ附則ニ經過規定ハ要ラナイデアリマセウカ、即チ本法施行前ニ締結サレテ居リマスル損失補償ノ契約ハデスネ、本法施行後ニ於テハ

豫算ニ依リマシテ實行シテ居リマスルモノニ付キマシテハ本法ハ適用ナイ譯デアリマス、法律ニ依リマスル補償ト然ラザル補償ト二ツ竝ブ譯デゴザイマスガ、本法ニ依リマスル補償ト致シマシテモ、矢張り政府ト

銀行トノ個々ノ包括的ノ補償契約ニ依リマ
スル補償アリマス、從ヒマシテ從來昭和
十四年度ニ於キマシテ政府ト銀行トノ包括
的ノ補償契約ニ基キマシテ、其ノ實施上必
要ナ補償ヲ十五年度ニ於テ實施致シマスモ
ト、又十五年度ニ本法ニ依リマシテ新タ
ニ政府ト銀行トノ補償契約ニ基キマシテ補
償スルモノト二ツアリマスガ、實際上ノ手
續トシマシテハ右ノ取扱デ差支ナカラウト
斯様ニ考ヘマシタ次第デゴザイマス

○委員長(子爵松平廣春君) 別段御質問ハ
ゴザイマセズデゴザリマセウカ、米山サ
宜シウゴザイマスガ、ソレデハ本法案ニ對
スル御質問ハ終了致シマシタモノト認メマ
ス、此ノ討論採決ハ後ニ讓リマシテ本委員
會ニ付託サレマシタ商工組合中央金庫法改
正法律案ニ付キマシテ是カラ審議ヲ致シタ
イト存ジマス

○政府委員(加藤鐵五郎君) 商工組合中央
金庫法中改正法律案ノ提案理由ヲ説明致シ
マス、中小商工業者ノ金融難緩和ノ必要ガ
呼バレルコト既ニ久シイノデアリマスガ、
現在ノ時局下ニ於キマシテ經濟統制ノ完璧
ヲ期スル必要上、中小商工業者ノ組織化ヲ
更ニ一段ト促進セシメマス爲ニモ、又一方
統制ノ影響ヲ受ケテ營業不振ニ陥リマシタ
者ノ事業ノ維持及轉換ノ促進ヲ圖リマス爲
ニモ、商工關係組合ニ對スル金融ヲ圓滑ナ
ラシムル必要ガ最近特ニ痛感セラレテ參リ
マシタノデ、商工組合中央金庫ノ業務ヲ右
ノ情勢ニ適應セシムル爲ニ本法ノ一部ヲ改
正致シタイト存ジマス、以下改正ノ要點ヲ
御説明申上ゲタイト存ジマス、第一、割
賦償還貸付ニシテ其ノ期限五年ヲ超ユルモ
ノハ之ヲ特別割賦貸付ト稱シテ居リマスガ、

是ハ五年以下ノ普通割賦貸付等ニ比シテ多
少警戒ヲ要スルモノトシテ、現行法ニ於テ
ハ第二十八條第三項ノ規定ヲ以テ、其ノ總
額ハ拂込資本金額及商工債券發行額ノ合計
額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズト制限致
シテ居ルノデアリマス、併シナガラ金庫ヲ
シテ政府資金ノ融通ヲ爲サシメル場合ハ、
政府ニ於テ借入組合ニ付テ相當綿密ナル審
査ヲ爲シ、且其ノ融通中モ種々監督指導ヲ
爲スモノデアリマスカラ、政府資金ノ融通
ハ相當確實性ヲ有スルノミナラズ、國家的
見地ヨリ其ノ融通ガ必要デアルト認メラレ
ルモノデアリマスカラ、長期ニ互ル特別割賦
貸付デアリマシテモ、政府資金ノ融通ニ付
テハ右ノ制限規定ヲ適用セザルコト致シ
マシテ、其ノ圓滑ナ融通ヲ圖ラムトスル次
第デアリマス、是ガ新設ノ第二十八條ノ二
第一項ノ規定ヲ設ケテ趣旨デアリマス、第
二、最近組合ニ於キマシテ統制商品ヲ共
同購入スル資金トカ、軍部其ノ他ノ發註者
ヘノ納品ノ代金支拂アル迄組合員ニ立替置
ク資金等組合ノ短期運轉資金ノ需要ガ頗
々増大致シマシタノデ、是等短期資金ノ手當
ヲ容易ナラシメル爲ニ商工債券ノ割引發行
ヲ認メルコトト致シタイト考ヘマス、第三
ニ金庫ガ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ代ッテ
組合員カラノ出資拂込金ノ受入又ハ組合員
ニ對スル配當金ノ支拂ノ取扱ヲ、金庫ノ業
務トシテ爲シ得ル途ヲ拓キマスナラバ組合
ハ複雑ナル金錢出納事務カラ解放セラレマ
スルノミナラズ金庫ト組合トノ關係ガ密接
トナリマスノデ、之ヲ新ニ認メルコトト致
シマシタ、第四ニ、現行法ニ於テハ月賦償
還貸付ハ期限五年以下ノモノニ限ラレテ居
リマスガ、弱小組合ノ立場ヲ考慮シ、期限

五年ヲ超ユルモノニ付テモ之ヲ認メルコト
トシ、其ノ償還ヲ容易ニシ、利子負擔ヲ輕
減セシメタイト存ジマス、第五ニハ一昨
年及昨年ノ民法及非訟事件手續法ノ改正ニ
順應致シマシテ數箇所改正致シタイト存ジ
マス、最近ハ登記事務ノ幅濫ニ依リ金庫ノ
從タル事務所ノ所在地ニ於ケル登記ハ現行
法ノ定ムル二週間以内ニ爲スコトガ困難ト
ナリマシタノデ、民法第四十五條第一項ノ
改正規定ト同様ニ、從タル事務所ノ所在地
ニ於ケル登記ヲ爲スベキ期間ヲ三週間以内
ニ延長致シタイト存ジマス、次ニ本法違反
ノ過料ノ裁判ニ關シテハ第五十四條ノ規
定ニ依リ非訟事件手續法第二百六條乃至第
二百八條ノ規定ヲ準用致シテ居リマスガ、
非訟事件手續法ノ改正ノ結果、本法ニ於
テ右規定ノ準用ヲ止メマスレバ非訟事件
手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定
ノミナラズ、簡易ナル裁判手續ニ關スル
第二百八條ノ二ノ規定ノ適用ヲモ認メ
ラレルコトトナリマシタノデ、今回右規定
ノ準用ヲ止メルコトニ致シタイト存ジマス、
尙第二十三條ノ準用條文中其ノ後不必要ト
ナツタ部分ヲ削除致シタイト存ジマス、商工
組合中央金庫法ヲ改正致シタイト存ジマス
ノハ大體以上ノ五點デアリマスガ、尙御質
問ニ依リマシテ御答ヘ申上グルコトト致シ
マス

○委員長(子爵松平廣春君) 答辯ノ委員ノ
御方ガマダ見エマセスカラ暫ク御待ヲ願ヒ
マス……、御質問ゴザイマスレバ御述べ願
ヒマス

○村上恭一君 商工組合中央金庫法ノ改正
デ、本案自體ニハ直接關係ハアリマセスガ、
私心得ノ爲ニ伺ッテ置キタイト思ヒマス、商
工組合中央金庫ニ對スル政府ノ監督ト言ヒ
マスガ、其ノ事務ハ確カ商工、大藏兩省ノ
共管デアツカト思ヒマスガ、右ノ事務ヲ此
ノ兩省ニ分配サレテ居ルト云フノハドウ云
フ風ニナツテ居リマスガ、其ノ事務ノドウ云
フ部分ハ商工省デ受持ツ、ドウ云フ部分ハ
大藏省デ受持ツト云フコトヲ承ッテ見タイ
ト思ヒマス、ソレカラ續イテ是ハ小サイコ
ト決リ切ツコトデアリマスガ、私知リマ
セヌノデゴザイマスガ、此ノ商工組合中央
金庫ノ事務ハ商工省デハ何局デ御取扱ニ
ナツテ居リマスルカ、以前ハ商務局ト工務局
ト云フコトデ分レテ居リマシタガ、先年ノ
改組デ鐵鋼局、纖維局ト云ツヤウナコトニ
ナリマシタ、サウナツタ後此ノ商工組合中央
金庫ノ事務ハ商工省ノ何局デ御取扱ニナツ
テ居リマスガ、チヨット伺ッテ置キタイト思
ヒマス

○政府委員(妹川武人君) 只今御質問ノ點
デアリマスガ、商工組合中央金庫ノ事務ハ
商工省ト大藏省トノ共管デゴザイマス、唯
或一部ノ事務ニ付キマシテハ商工省ノ方ガ
指導的ニ發議致シマス場合モアリマスシ、
又或事務ニ付テハ大藏省ノ方ガ指導的ニ發
議致シマス場合ガアリマスガ、兩方デ此ノ
事務ハ共管ニ致シテ居ル次第デアリマス、
ソレカラ此ノ事務ヲ扱ッテ居リマス商工省ノ
局ハ、昨年商工省ノ機構改革後振興部ニ移
サレマシテ、只今ハ振興部デ取扱ッテ居ル譯
デゴザイマス、振興部ノ仕事ハ大體中小商
工業者ニ關スル振興、更生ト云フヤウナ事
務、或ハ轉業對策ノ仕事、ソレカラ金融ノ
仕事、ソレカラ一般ノ商工業者ノ營業援護
トカ、或ハ工業ノ振興ト云フヤウナ事務ニ
ナツテ居リマスノデ、商工省ト致シマシテハ

物資別ノ局ニ持ッテ行ク譯ニ行キマセヌノ
デ、ソレカト言テ物資別局ニ横ノ統制ヲ
執リマス總務局ニ持ッテ行クノモ適當ト致
シマセヌノデ、振興部デ只今取扱ッテ居ル
ヤウナ次第デゴザイマス

○村上恭一君 商工省ノ振興部ト云フノハ
唯振興部ト云フノデスカ、何トカ振興部ト
云フノデヤナイノデスカ、ソレカラアレハ
内局デスカ、外局デスカ、又臨時機關デヤ
ナイノデスカ、其ノ邊ヲチヨット……

○政府委員(妹川武人君) 此ノ名稱ニ付キ
マシテハ、最初機構改革前ハ色々トゴザイ
マシタノデスカ、結局中小商工業者ノ振興
ヲ圖ルト云フヤウナコトデ、唯單ニ振興部ト
稱スルコトニナッタノデゴザイマス、ソレカ
ラ是ハ内局デゴザイマス、唯經費ヲ大部分
臨時費デ賄ッテ居リマスヤウナ關係デ、振興
局ト云ハズニ、振興部ト斯ウ申シテ居ルヤ
ウナ次第デアリマス

○委員長(子爵松平康春君) 別段御質問ゴ
ザイマセヌデセウカ

○中野敏雄君 商工組合中央金庫ノ實績ヲ
伺ヘレバ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(妹川武人君) 只今ノ御尋ノ點
デゴザイマスガ、先ヅ商工組合中央金庫ノ
資本金ノ點ヲ申上ゲマシテ、ソレカラ次ニ
貸出ノ方ノ關係ノコトヲ申上ゲタイト存ジ
マスガ、是ハ御承知ノ通り、昭和十一年ノ
十二月ニ設立致サレマシタ中小商工業者ノ
金融ノ爲ノ金庫デゴザイマスガ、現在ノ資
本金ハ千三百五十萬圓デゴザイマス、其ノ
中拂込ガ七百二十萬圓デゴザイマシテ、其
ノ中政府出資五百萬圓デゴザイマス、其ノ
他ノ分ハ組合ノ出資デゴザイマス、ソレカ
ラ實績ト申シマスガ、其ノ年度別ノ損益ノ

狀態ハ、第一回ト第二回ニ事業始メデゴザ
イマシテ、損失金ヲ計上致シテ居リマシタ
ガ、第三回以後ノ昨年ノ第六回目ノ計算迄
ハズット利益ヲ擧ゲテ居リマシテ、前カラノ
損失繰越金ヲ填補致シマシテ、昨年からハ
金庫ノ計算ノ方モ黒字ニナッテ參リマシタ
ヤウナ次第デゴザイマス、ソレカラ大體中
金ノ貸出現在高ハ、昨年ノ十二月末デ二千
八百六十八萬圓バカリニナッテ居リマシテ、
相當程度中小商工業者ノ爲ニ金融ノ役割ヲ
務メテ居ルヤウニ考ヘテ居リマス

○男爵益田太郎君 大分細カイト申スト語
弊ガアルカモ知レマセヌガ、色々改正ノ點
ガアルヤウニ承リマスガ、ドノ點ガ一番主
ナ改正ヲサレタイトカ、或ハ改正ノ必要ト
認メラレル點デアリマスガ、御説明ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○政府委員(妹川武人君) 只今御尋ノ中央
金庫ノドウ云フ點ニ對シテ今回ノ改正ガ行
ハレテ居ルカト云フ御尋デゴザイマスガ、
是ハ恐ラク先程御説明申上ゲタト思ヒマス
ルノデ、或ハ私カラ申上ゲマスコトハ二重
ニナルカト思ヒマスケレドモ、モウ一度御
聽取リヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレハ從來
割賦償還ニシテ其ノ期限五年ヲ超エルモ
ノ、詰リ長期ノ貸付デゴザイマスガ、之ニ
付キマシテハ中央金庫法ノ中ニ規定デゴザ
イマシテ、拂込資本金額ト商工債券發行額
ノ合計額ノ二分ノ一ヲ超エテハイケナイト
云フ規定デゴザイマシタノデアリマスガ、
今回ハ政府資金ノ融通ヲ爲シマス場合ハ、
右ノ制限ニ服サナクテモ宜シイト云フコト
ガ改正ノ第一點デアリマス、ソレハ斯ウ云
フコトニ致シマシテ、相當資金ヲ圓滑ニ融
通ヲ圖ラウト致シマシタヤウナ次第デゴザ

イマス、第二ノ點ハ、割引商工債券ノ發行
ヲ今回新タニ認メタコトデゴザイマスガ、
是ハドウ云フコトニ依ッテ斯ウ云フ必要ガ
起ッテ來タノカト申上ゲマスト、最近ニ於キ
マシテ、組合ニ於キマシテ、商業組合デア
リマストカ、或ハ工業組合デアリマストカ、
サウ云フ所ニ於キマシテ、統制サレマシタ
商品ヲ組合デ共同購入スル場合ガ相當アル
ノデゴザイマス、其ノ場合ノ組合ノ共同購
入ノ資金デアリマストカ、其ノ他或ハ軍部
ニ工業組合アタリデ拵ヘマシタ商品ヲ納入
致シマスノデアリマスガ、其ノ納品ノ代金
ノ支拂ガアル迄ハ、組合員ニ金ヲ立替ヘテ
置カナケレバナリマセヌノデ、短期資金ノ
融通ハ相當増シテ參リマシタ、サウ云フ際
ニ商工債券ノ割引ニ依ッテ發行致シマシテ、
市中ノ短期資金ヲ吸收致シマシテ、其ノ方
ノ資金ノ手當ヲ潤澤ニシテ是等ノ組合ニ貸
出シタイト思ヒマシタコトガ第二點デゴザ
イマス、ソレカラ第三點ハ、餘リ大キナ改正
デハナイノデゴザイマスガ、是ハ普通銀行
ニ於キマシテハ現在モ行ハレテ居ルコトデ
ゴザイマスガ、今回中央金庫ニモ組合員カ
ラノ出資拂込金ノ受入デアリマストカ、或
ハ組合員ニ對シマスル所ノ配當金ノ支拂ノ
事務ヲ金庫ノ業務トシテ爲シ得ル途ヲ開イ
タト云フコトデゴザイマス、ソレハ一面ニ
ハ、組合ガサウ云フヤウナ金銭出納ノ複雑
ナ事務カラ開放セラレマスト共ニ、又金
庫ノ方カラ申シマスナラバ、組合トノ關係
ガ密接ニナリマスノデ、之ニ依ッテ組合ノ
内情ガ分リマスシ、經理ノ狀況モ分リマス
ノデ、貸出ヲ致シマスヤウナ場合、兩者ノ
關係ガ密接デアリマスト圓滑敏速ニ行ハレ
マスノデ、斯ウ云フ改正ヲ致シマシタ次第

デアリマス、モウ一點、小サイ改正デゴザ
イマスガ、是ハ現行法ニ於キマシテハ、先
程申上ゲマシタ五年以上ノ長期ノ貸付ニ付
キマシテハ半年賦償還シカ認メラレテ居ラ
ナイノデゴザイマスガ、月賦償還ヲ希望シ
テ居ルヤウナ弱小ノ組合モゴザイマスノデ、
サウ致シマスト、ソレ等ノ組合ハ利子負擔
ヲ多少輕減スルコトガ出來マスノデ、便宜
カト思ヒマシテ、五年以上ノ長期ノ貸付ニ
付キマシテモ月賦償還ヲ認メマシタ、以上
申上ゲマシタヤウナ點デゴザイマス、其ノ
他民法或ハ非訟事件手續法ノ改正ニ順應致
シマシテ、整理セラレマシタ簡條ガ數箇所
アルヤウナ次第デゴザイマス

○男爵益田太郎君 モウ一ツ伺ヒマスガ、
第三ニ御述ニナッタ「所屬組合又ハ所屬聯
合會」ノ爲ニ其ノ出資拂込金ノ受入」ト書イ
テアリマスガ、此ノ出資拂込金ト云フノハ
ドウ云フ意味デゴザイマスガ、外ノ事業ニ
出資拂込スル時ノ其ノ金迄含マレテ居ルノ
デスカ、何カ其ノ意味ハドウ云フ意味デゴ
ザイマセウカ

○政府委員(妹川武人君) 是ハ商業組合ニ
於キマシテモ、工業組合ニ於キマシテモ、
經濟的ノ事業ヲナスコトガ先ヅ一ツノ大キ
ナ目的ニナッテ居リマスガ、例ヘバ組合員ノ
共同ノ利益ヲ圖ル爲ニ出資ヲ致シマシテ、
組合ヲ設立致シテ居ルノデゴザイマスガ、
サウ云フ際、組合員カラ其ノ組合ニ出資ス
ル金ガアルノデゴザイマス、其ノ出資ノ拂
込金ヲ金庫ガ組合ニ代ッテ受入ノ事務ヲ取
扱フ、ソレカラ又出資ニ對シマシテ配當ヲ
致シマス場合ガゴザイマスノデスカ、サウ
云フヤウナ配當ノ支拂モ組合カラ直接ヤラ
ズニ、金庫ガ代ッテ支拂ノ事務ヲ取扱ッテヤ

ラウト斯ウ云フコトデゴザイマス

○男爵益田太郎君 サウシマス一般の
出資拂込ト云フノトハ意味ガ違ヒマスカ

○政府委員(妹川武人君) 左様デゴザイ
マス

○瀧川儀作君 此ノ中央金庫ノ制度ト、先
刻決定サレタ輸出品製造ノ前貸金ヲ補償ス
ルト云フコトハ別デスカ、同ジヤウナ金融
デスカ、斯ウ云フ所ニ竝行シテ取扱フコト
ガ出来ナイノデスカ、本來此ノ課ヤ部ヤ色
色ノ新シイモノガ色々出来マスガ、其ノ商
工行政ノ簡易化ヲ圖ル爲ニ此處デ是ガ取扱
フコトガ出来ルト思フンデスカ、製造前貸
ナンカハ……

○政府委員(妹川武人君) 只今ノ御尋ノ點
デゴザイマスガ、私モ十分ニハ存ジマセヌ
ノデゴザイマスケレドモ、此ノ方ノ金庫ノ
事務ヲヤル趣旨ト、ソレカラ只今御指摘ニ
ナリマシタ貿易ノ前貸金ノ制度トハ大分様
子ガ違ッテ居リマスノデ、矢張り分ケテ考ヘ
ラレタノデヤナイカト思ヒマスケレドモ、
詳シイコトハ貿易局長官ガ此ノ方ニ今迄出
席サレテ居リマシタカラ、其ノ方カラ御答
ヘ申上ゲタイト思ヒマス

○村上恭一君 チョット伺ヒマスガ、政府資
金ノ融通ト云フノハドウ云フコトナンデス
カ、ソレカラ是ガ爲ニ商工債券ヲ發行スル
ト云フコトハドウ云フコトデスカ、一ツ御
説明ヲ願ヒタウデゴザイマス

○政府委員(妹川武人君) 此ノ二十八條ノ
二ノ今度ノ改正ノ條文ニ付テノ問題デアリ
マスガ、中央金庫ニ於キマシテハ政府資金
ヲ借入レマシテ、ソレヲ以テ中小商工業ノ
振興資金デアリマスツカ、或ハ是ハ資金ノ
名前デゴザイマスガ、中小商工業轉換資金

デゴザイマスツカ、是ハ轉業對策ノ資金デ

ゴザイマス、或ハ各種組合ノ事業資金デゴ
ザイマスツカ、サウ云フノヲ預金部カラ借
入レマシテ賄ッテ居ル譯デゴザイマス、ソ
レ等ノ資金ニ付キマシテハ此ノ先程申上
ゲマシタ二分ノ一ノ長期貸付ニ付テハ二
分ノ一ヲ超エテハイケンナイ、拂込金ト商工
債券ノ發行ハサウ云フコトニ依ラズニ貸出
シ得ルト申シマスノハ、政府資金ノ融通ニ
付キマシテハ大藏省ノ方ヘ其ノ融通ニ付キ
マシテノ嚴格ナル規定ガデゴザイマスシ、
又貸付ノ使途方法等ニ付キマシテハ、預金
部ノ運用委員會等ニ於キマシテ、嚴重ニ監
督セラレテ居リマスノデ改メテ此ノ法ニ依ッ
テ更ニ監督スル必要モナイト存ジマスノデ、
サウ云フヤウナ意味ノ政府ノ低利資金ニ
付キマシテハ、其ノ二十八條ノ制限規定ニ
觸レナイノデアルト、制限規定ノ制限ニ付
セズニ貸出し得ルノダト、斯ウ云フコトデ
ゴザイマス、サウシテ商工債券ノ點デゴザ
イマスガ、是ハ預金部資金ヲ借受ケマス時
ハ、中央金庫ガ商工債券ヲ預金部ノ引受ノ
形デ發行致シマシテ借リテ居リマスノデゴ
ザイマス、サウ云フ點ニ付テノ御尋ト思ヒ
マシタノデ、此ノ點御答ヘ申上ゲマス

○政府委員(加藤鐵五郎君) 只今瀧川委員
カラ中央金庫ト輸出前貸金ト、商工省ニ於
テ色々スルヨリモ、一ツニ纏メテ置イタ方
ガ宜イデハナイカト云フヤウナ御質問ノヤ
ウニ存ジマスガ、サウ云フ方面ニ付キマシ
テハ、一應又深く研究致シテ見タイト思ヒ
マスガ、御承知ノ如ク中央金庫ナルモノハ
中小ノ商工業者ノ資金難ニ惱ミマシテ、ナ
カナ銀行ナドデモ融通ヲ致シテ呉レマセ
ヌモノデスカラ、確カ昭和七年頃デアリマ

シタカ、斯ウ云フ中央金庫アタリヲ設ケタ
譯デゴザイマシテ、輸出ノ方ハ爲替銀行ノ
關係モアリマシテ、立場ガ全く貿易ト云フ
コトニノミ注イデ居ル譯デゴザイマシテ、
少シク趣ヲ異ニ致シテ居リマスル關係上、
斯ウ云フ風ニ二ツニ建テテ參ッタノデゴザ
イマスガ、只今申上ゲマシタヤウニ商工省
ニ於テハ或ハ纏メテ見ルト云フコトハ、一
應研究ヲ致シテ見タイト思ヒマス

○瀧川儀作君 是ハ問題外デスカレドモ、
近來兎角業務ガ殖エル毎ニ、課ガ出来、部
ガ出来ル、或ハ商工省カラ貿易省ヲ獨立サ
セルトカ、課バカリ殖エテ本省ノ仕事ガ無
クナル、ソレハ民間デモ困ルンデスカラ、局
課ノ廢合、是ハ能率ヤ豫算ノ上ニモ關係ス
ルコトデゴザイマスカラ、少シ關係外ノコ
トデスカレドモ、伺ッタノデゴザイマス

○中野敏雄君 現在中央金庫デ貸付ケテ居
ラレル先ハ、商業組合ト、工業組合ト、貿
易組合ダケニナッテ居ルンデゴザイマスネ、
サウシテソレノ全國ノ商業組合、工業組合、
貿易組合ノ數ハドウ云フ風ニナッテ居リマ
セウ

○政府委員(妹川武人君) 只今御尋ノ點デ
ゴザイマスガ、大體御述ノ通りデゴザイマ
シテ、商業組合、工業組合、貿易組合、ソ
レカラソレ等ノ聯合會ト、ソレカラ工業組
合法ヲ去年改正致シマシテ、工業小組合ト
云フモノヲ拵ヘマシテ、ソレニモ貸付ケル、
又商業組合合法ヲ改正致シマシテ、商業小組
合ガ出来マスツ、ソレニモ貸付ケルコトニ
ナルト思ッテ居リマス、ソレカラ組合ノ數デ
ゴザイマスガ、現在商業組合ハ昨年ノ十二
月末現在ノ數字ヲ申上ゲマスツ、丁度五千
二百五十組合ゴザイマス、ソレカラ工業組

合ハ四千四百三十二組合デゴザイマス、ソ
レカラ貿易組合ハ四百四十三組合ゴザイマス、
合計致シマスツ九千八百二十五組合ニナッ
テ居リマス、併シ中央金庫ノ貸付ケ得ル組
合ハ先ヅ中央金庫ノ所屬組合ニナラナケレ
バナラナイ譯デアリマス、所屬組合ニナルト
申シマスノハ、中央金庫ノ組合ノ出資者デ
アルコトデゴザイマスノデスカ、現在ノ處
中央金庫ニ出資致シマシテ所屬組合ニナッ
テ居リマスノガ、先程申上ゲマシタ商業組合
ノ認可組合ノ五千二百五十ノ中、商業組合
ニ付キマシテハ二千三百二十五組合デゴザ
イマス、工業組合ニ付キマシテハ千八百九
十九組合デゴザイマシテ、貿易組合ニ付キ
マシテハ五百五組合デゴザイマスカラ、合計致
シマシテ四千三百二十九組合ト云フヤウナ
コトニナッテ居リマス、大體商工省デ認可シ
テ居リマス商工關係ノ組合ノ中、半分位ノ
モノガ中央金庫ノ所屬組合トナッテ、此ノ
中金ヨリ金融ノ融通ヲ受ケテ居リマスツ言ッ
タ次第デゴザイマス

○村上恭一君 サッキ私ガ伺ヒマシタコト
ニ關聯致シマスガ、政府資金ノ融通ト云フ
コトハ、此ノ中央金庫ガ國庫金ヲ借受ケテ
ソレヲ貸付ケルト云フコトナンデスカ

○政府委員(妹川武人君) 左様デゴザイ
マス

○村上恭一君 ソレデ中央金庫ガ其ノ政府
資金ヲ借受ケル時ニ、預金部引受ノ形式デ
商工債券ヲ發行スルコトデアルト云フ御話
デシタガ、サウデナイ場合モアルノデスカ
○政府委員(妹川武人君) 商工債券ヲ發行
致シマスノハ大體ニ於キマシテ申上ゲル
ヨリモ、只今ノ處ハ全部預金部資金ノ引受
ノ形デ商工債券ヲ發行シテ居リマスガ……

ノ形デ商工債券ヲ發行シテ居リマスガ……

○村上恭一君 併シ規定ノ上デハ必ズシモ
サウシナクテモ宜シイノデスカ

○政府委員(妹川武人君) ハイ、ソレハ法
律ノ規定ノ上デハ預金部資金ガナクテ、外
カラ借りテモ商工債券ヲ發行シ得ルト云フ
コトニナツテ居リマス

○村上恭一君 今度ノ第二十八條ノ二ノ第
一項ノ前條第三項ノ規定ハ商工組合中央
金庫ガ政府資金ノ融通ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適
用セズト云フコトハドウ云フコトニナルカト云
フト、年賦償還云々ハ「貸付ニシテ其ノ期限五
年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ總額ハ拂込資
本金額及商工債券發行額ノ二分ノ一ヲ超ユ
ルコトヲ得ズ」、其ノ拂込資本金額、商工債
券發行額ノ中ニハ加ヘナイト云フノデスカ
○政府委員(妹川武人君) 御示ノ通りデゴ
ザイマシテ、加ヘナイト云フコトデアリマ
ス

○村上恭一君 サウシマスト政府融通資金
ト云フモノハ、此ノ中央金庫ニ取りマシテ
ハ拂込資本金額デモナシ、又ソレガ直チニ
商工債券發行額デモナイノデアリマスカラ
シテ、斯ウ云フコトヲ言フ必要ハナイデヤナ
イデスカ、唯此ノ商工債券發行額ト云フ所
ニ括弧ヲ入レマシテ、割引ノ方法ヲ以テ發
行シタルモノ云々トアリマスカ、ソレニ加
ヘテ政府資金ノ融通ノ爲ニ發行スル商工債
券ヲ除ク、斯ウ書ケバ宜イデヤアリマセヌ
カ

○政府委員(妹川武人君) 只今ノ御質問ノ
點デゴザイマスカ、是ハ此ノ二十八條ノ第
三項ノ規定デゴザイマスカ、ソレハ長期貸
付ニ付キマシテハ、多少短期ノ貸付ト違ヒ
マシテ危険モアルト云フコトヲ考慮致シマ
シテ、其ノ貸付限度ヲ中央金庫ノ拂込資本

金トソレカラ商工債券ノ發行額ノ二分ノ一
ト云フコトニ限定致サレテ居ルノデゴザイ
マスルガ、サウ云フ際色々ト政府デ資金ノ
融通ヲ致シマスカ、政府資金ノモノ迄モ、
預金部引受デヤルモノ迄モ、其ノ制限ニ服
スルヤウニナリマシテハ、融通ノ限度ガ大
變窮屈ニナツテ参リマスカ、又ソレハソレト

致シマシテ別ニ監督規定ガゴザイマスカラ、
此ノ二十八條ノ三項デ制限ヲ受ケナクテモ
宜イデハナイカト云フ所カラサウ云フ規定
ヲ設ケマシテ、此ノ點ヲ今度ノ二十八條ノ
二ニ於キマシテ單ニ明確ニシタニ過ギナイ
譯デゴザイマスカ、丁度之ニ付キマシテハ產
業組合法ノ十三條デゴザイマスカ、之ニモ
同ジヤウナ制限規定ガゴザイマスカノデ、
ソレニ倣ヒマシテ、サウ云フ規定ヲ追加致
シマシタヤウナ次第デゴザイマスカ

○村上恭一君 商工債券ノ發行ハ主務大臣
ノ認可ヲ受ケルノデスカ
○政府委員(妹川武人君) 左様デゴザイマ
スカ、今回新シイ三十二條ノ一ツノ項デ、割
引ノ方法ヲ以テ商工債券ヲ發行スルコトヲ
得ト斯ウアリマスカ、此ノ方法ヲ以テスル
商工債券ノ發行額ハ凡ソドノ位ニスル見込
ミデゴザイマスカ、併セテ現在ニ於ケル商
工債券ノ發行額ヲ御示ヲ願ヒタイ

○政府委員(妹川武人君) 只今御質問ノ點
デゴザイマスカ、商工債券ノ發行額ニ付キ
マシテハ、此ノ割引ノ方法ヲ以テ發行スル
商工債券ノ額ニ付キマシテハ、今マダハハキ
リシタコトハ、幾ラ位カト云フコトハ明白
ニハナツテ居リマセヌケレドモ、大體色々ト
市場ノ狀況、ソレカラ最近ノ商業組合、
ソレカラ工業組合ノ貸付等ノ狀況ヲ見マシ
テ、例ヘバ商業組合デスト、米ノ關係ノ商

業組合デサウ云フ資金ノ融通ヲ申込ンデ來
ルノガ大變多クナリマシタ、ソレ等ノ關係
ヲ考ヘマシテ、現在ノ處、大體二千萬圓位
ノ見當ノモノヲ一ツ發行致シタイト斯ウ云
フ風ニ考ヘテ居リマス

○委員長(子爵松平康春君) 他ニ御質疑ガ
ナケレバ今日ハ此ノ程度ニ止ヌマシテ、明
日午後一時半ヨリ會議ヲ開キタイト存ジマ
ス、御異議ハゴザイマセスカ……左様御承
知ヲ願ヒマス、今日ハ是ニテ散會致シマス
午前十一時四十一分散會
出席者左ノ如シ

委員長 子爵松平 康春君
副委員長 男爵伊藤 一郎君
委員 侯爵大炊御門經輝君
村上 恭一君
男爵益田 太郎君
米山 梅吉君
瀧川 儀作君
中野 敏雄君

政府委員
商工政務次官 加藤謙五郎君
商工省振興部長 妹川 武人君
燃料局事務官 酒井 喜四君
貿易局長官 小島 新一君

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局